

近江八幡市告示第302号

近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設等に愛称を付与することにより当該施設等の魅力を高め、もって市民サービスの向上及び市の新たな自主財源の確保に資するため、ネーミングライツ事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 市の文化施設、スポーツ施設、公園その他の公共施設又はその一部分、市が実施するイベント（講座、セミナー等を含む。）及び事業、市の備品等をいう。
- (2) 民間事業者等 法人その他の団体又は個人事業主をいう。
- (3) ネーミングライツ 施設等に対し、民間事業者等の商号若しくは屋号又は民間事業者等が有する商品若しくはサービスの名称等を冠した愛称を命名する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市が民間事業者等に対しネーミングライツを付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。
- (5) ネーミングライツパートナー 市とネーミングライツ事業に係る契約（以下「契約」という。）を締結した民間事業者等をいう。
- (6) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した施設等の名称であって施設等の一般的な呼称として用いられるものをいう。
- (7) パートナーメリット ネーミングライツに附帯する権利であって施設等に応じて市がネーミングライツパートナーに付与するものをいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の設置、実施等の目的に支障を生じさせない方法により、かつ、施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

2 市は、契約の期間中、施設等について愛称を使用するものとする。ただし、条例等に定める施設等の名称については変更せず、必要に応じて当該名称を使用することができる。

3 市は、ネーミングライツ料を、原則として当該施設等の運営及び維持管理に要する費用に充てなければならない。

(指定管理者との協議)

第4条 市は、指定管理者制度を導入している施設にネーミングライツ事業を導入する場合は、その施設管理に支障が生じることのないよう、あらかじめ当該施設の指定管理者と協議するものとする。

(対象施設等)

第5条 ネーミングライツ事業の導入の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、その本来の設置、実施等の目的、利用状況等を考慮し、市長が愛称を付すことに支障がないと認めた施設等とする。

(愛称の条件等)

第6条 愛称は、次に掲げる全ての条件を満たすものでなければならない。

(1) 対象施設等の名称としてふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであると市長が認めるものであること。

(2) 近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第55号）第3条各号（第10号を除く。）に定める要件に該当しないこと。

(3) 商標権のある名称等を含む愛称とする場合は、権利者からの許諾を得ていること。

2 前項の条件のほか、市は、対象施設等の特性により特定の地名を含める等、別に愛称の条件を定めることができる。

3 愛称は、契約の期間中において変更することができない。ただし、やむをえない理由があると市長が認める場合は、市と協議の上、愛称を変更することができる。

(応募等の資格)

第7条 次条第2項第1号に規定する施設特定型のネーミングライツ事業（以下「施設特定型ネーミングライツ事業」という。）の募集に応募することができる者又は同項第2号に規定する提案型のネーミングライツ事業（以下「提案型ネーミングライツ事業」という。）として提案することができる者（以下これらを「応募等有資格者」という。）は、次のいずれにも該当しない民間事業者等とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されている者
 - (2) 役員等（応募等有資格者が法人である場合はその役員を、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等を、個人事業主である場合はその者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者
 - (8) 法令等により許認可が必要な事業であるにもかかわらず、その許認可を受けていない者
 - (9) 社会的な問題を起こしている、又はそのおそれがある者
 - (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (11) 市から入札参加停止等の行政処分を受けている者
 - (12) 国税又は地方税を滞納している者
 - (13) 政党その他の政治団体
 - (14) 宗教団体
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
- 2 対象施設等の所管課は、施設特定型ネーミングライツ事業のネーミングライツパートナーを募集する場合は、前項に定めるもののほか、各対象施設等の特性等に応じて募集の条件等を別に定めることができる。

(募集等及び選定等)

第8条 ネーミングライツ事業は、原則として対象施設等ごとにネーミングライツパートナーを募集し、又は提案を受け付けるものとする。

2 ネーミングライツパートナーの募集又は提案の受付は、次の各号に掲げるネーミングライツ事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 施設特定型 対象施設等ごとに当該対象施設等の所管課が募集要項等を別に定め、市ホームページ等により募集する方法。

(2) 提案型 民間事業者等からネーミングライツ事業の導入を希望する対象施設等、その愛称等の提案を随時受け付ける方法。この場合において、複数の対象施設等を組み合わせた提案も可能とする。

3 応募等有資格者は、施設特定型ネーミングライツ事業に応募しようとする場合はネーミングライツパートナー申込書（施設特定型）（別記様式第1号（その1））に、提案型のネーミングライツ事業の提案を行おうとする場合はネーミングライツパートナー申込書（提案型）（別記様式第1号（その2））に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、これらの応募又は提案は、代理人により提出することができる。

(1) 委任状（代理人が申し込む場合に限る。）（別記様式第2号）

(2) 誓約書（別記様式第3号）

(3) 法人役員名簿（別記様式第4号）

(4) 地域貢献、地域振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（別記様式第5号）

(5) 登記事項証明書（応募等有資格者が法人の場合に限る。）

(6) 団体の代表者の住民票（応募等有資格者が非法人の場合に限る。）

(7) 住民票（個人事業主の場合に限る。）

(8) 個人事業の開業届出書の写し（応募等有資格者が個人事業主の場合に限る。）

(9) 印鑑証明書

(10) 国税及び地方税を滞納していないことの証明書（募集要項等の配布開始日以後に交付されたもの）

(11) 定款、寄附行為その他これらに類するもの

(12) 会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

(13) 直近3年の決算報告書類

(14) その他市長が必要と認める書類

4 施設特定型ネーミングライツ事業に応募することができる期間は、当該対象

施設等の所管課が別に定める。

(委員会)

第9条 市長は、施設特定型ネーミングライツ事業への応募又は提案型ネーミングライツ事業の提案若しくは第11条第3項に規定する更新の希望があった場合は、原則として対象施設毎にネーミングライツ選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該委員会においてその内容を審査し、及びネーミングライツパートナーの候補となる応募等有資格者（以下「候補者」という。）を順位付けした上で選定するものとする。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 前2項に定めるもののほか、ネーミングライツパートナーの募集及び選定等に関することは、対象施設等の所管課が作成する募集要項に定める。

(ネーミングライツパートナーの決定及び公表)

第10条 市長は、委員会による審査により第1順位となった候補者と契約の内容について協議し、合意した場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、契約するものとする。

2 前項の規定による協議が整わず合意に至らなかった場合は、委員会による審査により次点の順位となった候補者と契約の内容について協議し、合意したときは、ネーミングライツパートナーとして決定し、契約するものとする。

3 市長は、前2項の規定によりネーミングライツパートナーとして決定した場合はネーミングライツパートナー採用決定通知書（別記様式第6号）により、決定しなかった場合はネーミングライツパートナー不採用決定通知書（別記様式第7号）により、当該応募又は提案した者に通知するものとする。

4 市長は、契約後、速やかにネーミングライツパートナーの名称、対象施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間その他双方が協議して合意した契約の内容について、公表しなければならない。

(契約期間)

第11条 契約の期間は、次の各号に掲げる対象施設等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、対象施設等の特性等により、当該対象施設等の所管課が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 市有施設及びその一部分 3年

(2) 市が実施するイベント（講座、セミナー等を含む。）及び事業 協議により決定した期間

(3) 市の備品 1年

- 2 前項本文の規定に関わらず、指定管理者制度を導入している施設にあっては、その指定管理期間を考慮し、適切な期間を別に設定することができる。
- 3 ネーミングライツ事業に係る契約の期間の満了時においてネーミングライツ事業の更新を希望する場合は、契約の期間の満了1年前から6月前までに、ネーミングライツパートナー申込書（提案型）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の意思表示をしたネーミングライツパートナーは、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず愛称の継続性を担保するため、優先的に候補者となることができる。

（ネーミングライツ料）

第12条 対象施設等の所管課は、施設特定型ネーミングライツ事業によりネーミングライツパートナーを募集する場合は、対象施設等の所管課が他団体における類似の事例、利用者数、イベント開催数、メディアへの露出度等を勘案した上でネーミングライツ料を設定し、公表しなければならない。

- 2 委員会は、前項に規定するネーミングライツ料の設定額を下回る額による応募の場合であっても、総合的に判断し候補者として選定することができる。
- 3 ネーミングライツパートナーは、当該年度分のネーミングライツ料を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（パートナーメリット）

第13条 市長は、ネーミングライツパートナーにパートナーメリットを付与する場合は、対象施設等ごとに、その本来の設置、実施等の目的、施設の関連法令等の規定等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、適切に選定、運用等を行うものとする。

- 2 パートナーメリットは、次に掲げるものとする。

- (1) 愛称看板等の設置
- (2) 施設等のパンフレットへの愛称の表示
- (3) 市の広報紙、ホームページ等を通じた愛称の普及及び定着
- (4) 施設内へネーミングライツパートナーのPR、商品展示スペースの確保等
- (5) その他施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、市と協議の上、決定するもの

- 3 市は、ネーミングライツパートナーがパートナーメリットを受けることにより生じるネーミングライツ料以外の使用料等を徴収しない。

（費用負担）

第14条 市とネーミングライツパートナーとの費用負担は、別表に定めるとおりとする。

(契約の解除)

第15条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市は、ネーミングライツパートナーが、次に掲げる事項に該当する場合は、契約期間の満了を待たずに契約を解除することができる。

(1) 申込内容、提案内容等において虚偽、事実と異なる内容等が判明したとき。

(2) ネーミングライツパートナーの要件を欠くことに至ったとき又は要件を欠くことが明らかになったとき。

(3) 社会的信用を損なう行為等により市、当該施設等のイメージが損なわれるとき。

(4) 指定された納期までにネーミングライツ料が支払われないとき。

(5) 前項の規定により、ネーミングライツパートナーから契約の解除の申出があったとき。

(6) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める事象があったとき。

4 市長は、前2項の規定によりネーミングライツの契約を解除したときは、ネーミングライツ契約解除決定通知書（別記様式第9号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

5 第3項の規定によりネーミングライツの契約を解除した場合であっても、既に納入されたネーミングライツ料は返還しない。

(リスク負担)

第16条 ネーミングライツパートナーが設置又は変更した看板等により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーがその負担を負わなければならない。

2 その他リスクの負担に関しこの要綱に定めのない事項が生じた場合は、その負担について市とネーミングライツパートナー双方が協議する。

(秘密の保持)

第17条 契約に至らなかった応募については、ネーミングライツ事業に関する

目的以外に使用しないものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

区分	費用負担者
敷地内の看板等の標示変更	ネーミングライツパートナー
敷地外の看板等の標示変更（道路案内標示を含む。）	ネーミングライツパートナー
契約の期間の満了後の原状回復	ネーミングライツパートナー
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物、市ホームページの表示変更等	市

備考

- 1 原則として、印刷物については、契約を締結した日以後に作成したものの表示から対応する。この場合において、その対応の時期は、契約を締結した日前に作成したものの残部数、改定時期等を踏まえた上で、ネーミングライツパートナーと協議し、決定するものとする。
- 2 指定管理者施設については、この表において「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 この表において「原状回復」とは、第 15 条に規定する契約の期間の満了前に契約の解除があった場合の原状回復を含む。

別記様式第 1 号（その 1）（第 8 条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

[	申込者	商号又は屋号	]
		所在地	
		代表者名	
	上記代理人	商号又は屋号	
		所在地	
		代表者名	

ネーミングライツパートナー申込書（施設特定型）

近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり応募します。

記

愛称(案)	(ふりがな) -----
愛称(案)の提案理由 (愛称(案)に対する考え方等)	
ネーミングライツ料 (消費税及び地方消費税を含む。)	年額 円
応募理由 (期待される効果等)	

業 種		
業 務 内 容		
担 当 者	役 職 ・ 氏 名	
	部 署	
	連 絡 先	電話番号： F A X： E-mail：

添付書類

- ☐ 委任状（別記様式第 2 号）※ 代理人が申し込む場合に限る。
- ☐ 誓約書（別記様式第 3 号）
- ☐ 法人役員名簿（別記様式第 4 号）
- ☐ 地域貢献、地域振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（別記様式第 5 号）
- ☐ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ☐ 団体の代表者の住民票（非法人の場合に限る。）
- ☐ 住民票（個人事業主の場合に限る。）
- ☐ 個人事業の開業届出書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書（募集要項の配布開始日以後に交付されたもの）
- ☐ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- ☐ 会社概要及び直近の会計年度の事業計画書
- ☐ 直近 3 年の決算報告書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

別記様式第 1 号（その 2）（第 8 条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

申込者	商号又は屋号
	所在地
	代表者名
〔 上記代理人	商号又は屋号
	所在地
	代表者名

ネーミングライツパートナー申込書（提案型）

近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり提案します。

記

施設等	
愛称(案)	(ふりがな) -----
愛称(案)の提案理由 (愛称(案)に対する考え方等)	
ネーミングライツ料 (消費税及び地方消費税を含む。)	年額 円
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
パートナーメリット に係る提案	
提案理由 (期待される効果等)	

応 募 携 帯		☐ 単 独 ☐ グループ	グループ応募で代表企業 又は団体の場合、右欄に○ を記載	
業 種				
業 務 内 容				
担 当 者	役 職 ・ 氏 名			
	部 署			
	連 絡 先	電話番号： F A X： E-mail：		

添付書類

- ☐ 委任状（別記様式第 2 号）※ 代理人が申し込む場合に限る。
- ☐ 誓約書（別記様式第 3 号）
- ☐ 法人役員名簿（別記様式第 4 号）
- ☐ 地域貢献、地域振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（別記様式第 5 号）
- ☐ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ☐ 団体の代表者の住民票（非法人の場合に限る。）
- ☐ 住民票（個人事業主の場合に限る。）
- ☐ 個人事業の開業届出書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書(募集要項の配布開始日以後に交付されたもの)
- ☐ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- ☐ 会社概要及び直近の会計年度の事業計画書
- ☐ 直近 3 年の決算報告書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

近江八幡市長 宛

委任者 法 人 名
所 在 地
代 表 者 名
担当者 氏 名
所属部署名
電 話 番 号

委任状

私は、下記の者を代理人と認め、 年 月 日から 年 月 日
までの間、 ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任
します。

記

1 受任者（代理人）

法 人 名
所 在 地
代 表 者 名

2 委任事項

年 月 日

近江八幡市長 宛

申込者 法 人 名
所 在 地
代 表 者 名
担当者 氏 名
所属部署名
電 話 番 号

誓約書

ネーミングライツパートナーの応募に当たり、下記事項について誓約します。
これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき貴市が必要と判断する場合は、貴市が近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 ネーミングライツパートナーの資格要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 近江八幡市税等、税金の未納はありません。
- 4 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

別記様式第4号（第8条関係）

法人役員名簿

法 人 名			
所 在 地			
役 職 名	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	性 別

上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

近江八幡市長 宛

法 人 名
所 在 地
代表者名

- ※ 提出日現在の状況を記入してください。
- ※ 法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役）が対象となります。

別記様式第 5 号（第 8 条関係）

地域貢献、地域振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画

ネーミングライツパートナーの選定の資料とさせていただきますので、地域貢献、地域振興等に対する考え方、これまでの活動実績、今後の計画などを記入してください。

※ 詳細が分かる資料等があれば添付してください。

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

ネーミングライツパートナー採用決定通知書

年 月 日付けの応募（提案）について、次のとおり決定しましたので、
近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条第 3 項の規定により通知します。

施設名又は事業名		
愛 称		
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料 （消費税及び地方消費税を 含む。）	年 額	円
	総 額 （ 年間）	円

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けの応募（提案）について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条第 3 項の規定により通知します。

施設名又は事業名	
不 採 用 理 由	

年 月 日

近江八幡市長 宛

申出者 商号又は屋号
所在地
代表者名

ネーミングライツ事業契約解除申出書

近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約の解除を申し出ます。

施 設 名 又 は 事 業 名	
愛 称	
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料 （消費税及び地方消費税を含む。）	年額 円
契 約 解 除 の 理 由	

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

ネーミングライツ契約解除決定通知書

次の理由によりネーミングライツ付与の取消しを決定しましたので、近江八幡市
ネーミングライツ事業実施要綱第 1 5 条第 4 項の規定により通知します。

なお、同条第 5 項の規定により、既に納入されたネーミングライツ料については
返還しません。

施設名又は事業名	
愛 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	